

ジェンダー法学会 第22回学術大会 倫理綱領

ジェンダー法学会第22回学術大会は、学会の設立趣旨、規約に定められた目的に沿って開催されます。この学会大会は、学術的議論の質の向上および円滑な運営をめざし、会員・非会員を問わず、参加者には、ジェンダー法研究における倫理的な課題への自覚と認識を強く促し、大会の倫理綱領を以下のとおり定めます。

1. 人権の尊重

学会大会での学術的議論にあたり、国際的および国内的に認められた人権を最大限尊重する。

2. 個人情報、名誉、プライバシー等の保護

学会大会の学術的議論にあたり、登壇者、参加者及び学会関係者（以下「登壇者ら」）に係る個人情報、名誉、プライバシー等の保護に最大限留意する。

(1) 本人の許可なく、登壇者らが個人として特定され、又はそのおそれがある音声、画像、映像等を、録音若しくは撮影し、又は新聞、雑誌、テレビ、SNS その他の媒体（以下「媒体」）に掲載、投稿等してはならない。

(2) 学会大会又は媒体において、登壇者らの名誉又はプライバシーを侵害する行為（そのおそれがある行為を含む。）をしてはならない。

3. 差別の禁止

学会大会の学術的議論にあたり、年齢、障害、人種、肌の色、性別、性自認、性的指向、言語、宗教、政治的立場、国籍、社会的身分、財産、出自その他これらに準ずる事項

を理由として、あらゆる形態の差別をしてはならない。禁止される差別には、共通の属性を有する者に対する差別的取扱いを助長・誘発する行為が含まれる。

4. ハラスメントの禁止

学会大会の学術的議論にあたり、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、いわゆるハラスメント行為をしてはならない。

5. 著作権その他の知的財産権の侵害又は不正行為の禁止等

学会大会において発表された研究成果（以下「研究成果」）につき、著作権その他の知的財産権の侵害又は剽窃、盗用等の不正行為をしてはならない。また、研究成果（発表の様子を含む。）につき、許可なく録音若しくは撮影し、又は録音若しくは撮影したものを公開してはならない。

2024 年 11月 2日

ジェンダー法学会 理事会